【別紙４】

**■　交通事故に注意を**

　◎出勤時、退勤時の交通事故に気をつけましょう

　◎交通事故の被害者にも加害者にもならないように注意しましょう

**■　令和４年（２０２２年）交通安全運動**

　◎春の交通安全運動　４月６日～４月１５日

　◎夏の交通安全運動　７月１３日～７月２２日

　[運動方針]

　　観光・夏型レジャー等に伴う事故防止、バイクによる事故防止及び

　　飲酒運転根絶を図るための活動等の推進

　◎秋の交通安全運動　９月２１日～９月３０日

　　[運動方針]

　　夕暮れ時と夜間の高齢歩行者・自転車の事故防止等を図るための活動推進

　◎冬の交通安全運動　１１月１３日～１１月２２日

　　[運動方針]

　　凍結路面でのスリップ事故防止等を図るための活動等の推進

**■　令和４年度大分県交通安全県民運動**

　１．目　的

　　交通事故ゼロを目指して、知識の普及と意識の高揚を図るため県民総ぐるみ運動を

展開し、交通事故を防止することを目的とする。

　２．期　間　　令和４年４月１日(金)～令和５年３月３１日(金)までの１年間

　３．スローガン

　　(1) おこさず　あわず　事故ゼロ　（毎年スローガン）

　　(2) 優しいマナーと思いやりの運転県おおいた　（第11次大分県交通安全計画）

　４．運動の推進事項

　　(1) 死亡事故等重大事故の更なる抑止

　　　・横断歩道のマナーアップ（歩行者優先）　・自転車の安全利用の促進

　　　・危険な妨害（あおり）運転の禁止　　　　・夕暮れ時と夜間の交通事故防止

　　　・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

　　(2) 高齢者と子供の交通事故防止

　　　・高齢者と子供の安全な通行の確保

　　　・高齢運転者の交通事故防止

　(3) 飲酒運転の根絶　～飲んだらのれん ～

　　・「飲酒運転を絶対にしない・させない・ゆるさない」気運の醸成と社会環境の整備

　５．運動の推進方法

　　(1) 毎月　１日　　・交通マナーアップの日

　　(2) 毎月２０日　　・県民交通安全日　　・飲酒運転根絶県民運動の日

　　(3) 交通マナーアップキャンペーン　７月　１日(金)～７月３１日(日) … 31日間

　　(4) おおいた夏の事故ゼロ運動　　　７月１５日(金)～７月２１日(木) … 7日間

　　(5) 自転車月間　　　　　　　　　　５月　１日(日)～５月３１日(火) … ３１日間

以上